

平成27年度 第1回

大樹町総合教育会議議案

日時：平成27年7月15日（水）午後4時

場所：大樹町役場4階委員会室

大 樹 町

平成27年度第1回 大樹町総合教育会議 次第

日時：平成27年7月15日（水）

午後4時

場所：大樹町役場4階委員会室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 協議事項

(1) 大樹町総合教育会議の運営に関する件

(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する件

(3) その他

4 閉 会

協議事項（1）

大樹町総合教育会議の運営について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、大樹町総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めることについて、次のとおり協議する。

記

- | | |
|------------------------|-----|
| 1 大樹町総合教育会議運営要綱の制定について | 別紙1 |
| 2 大樹町総合教育会議傍聴要領の制定について | 別紙2 |

大樹町総合教育会議運営要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、大樹町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 町長は、会議を開催する日の7日前までに、会議の日時、場所並びに協議及び調整を行う事項（以下「議題」という。）を教育委員会に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認められる場合は、この限りでない。

2 町長は、法第1条の4第4項の規定による会議の招集の求めを受けたときは、会議を招集しなければならない。

3 町長は、会議を招集したときは、速やかに町のホームページに会議の日時、場所並びに議題その他必要な事項を掲載して、公表するものとする。

(会議の開催)

第3条 会議は、町長並びに教育委員会の教育長及び委員が出席して開催する。

2 前項の規定にかかわらず、町長が緊急に会議を開催する必要があると認められる場合は、町長及び教育長の出席により会議を開催することができる。この場合において町長は、会議の終了後、その内容を速やかに構成員に周知しなければならない。

(議長)

第4条 会議の議長は、町長とする。

(会議の非公開)

第5条 会議は、議題が法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認めるときは、非公開とする。この場合において町長は、第2条第3項の規定に基づく公表をする際に、その旨を掲載しなければならない。

(議事録)

第6条 法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会、閉会に関する事項
- (2) 出席した構成員及び法第1条の4第5項の規定に基づき出席した関係者又は学識経験者がいる場合は、その者の職及び氏名
- (3) 協議及び調整の概要
- (4) その他町長が会議において必要と認めた事項

2 町長は、前項第3号の内容が、法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認めるときは、議事録の一部又は全部を公開しないことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、総務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

大樹町総合教育会議傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、大樹町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を受付簿に記載し、係員の指示に従って行動しなければならない。

（傍聴人の数の制限）

第3条 町長は、議場整理のため必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。この場合において町長は、会議の招集を公表する際に、傍聴人の数の制限の内容について、掲載するものとする。

（傍聴の制限）

第4条 凶器その他の危険とみなされる物を携帯している者、酒気を帯びている者その他町長が不適当と認めた者は、傍聴席に入場することができない。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）正当な理由なく、帽子、外とうの類を着用しないこと。
- （2）飲食又は喫煙をしないこと。
- （3）拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （4）私語を慎み、静かに傍聴すること。
- （5）携帯電話等の音声を発する機器を所有しているときは、電源を切ること。
- （6）町長の許可なく、静止画又は動画を撮影し、又は録音をしないこと。
- （7）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （8）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事を妨げる行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第6条 町長は、傍聴人が前条の規定に違反したと認めるときはその者に、会議の議題が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認めるときは傍聴人の全員に、会議場からの退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、係員の指示に従って、速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

協議事項（２）

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づき、大樹町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることについて、次のとおり協議する。

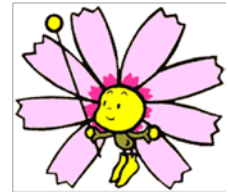
記

大樹町教育大綱（案）

別紙 3

大樹町教育大綱(案)

(平成27年度～平成30年度)



【目 標】

「人が輝く」～夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり～

住民一人ひとりが日常のなかで、豊かな心と郷土愛を育み、夢と生きがいのもてる地域社会をつくります。

学校教育や文化・スポーツ活動、交流を通じて、自らの意思で自己の充実や生活の向上のために、生涯にわたって学習し、課題に取り組み、学んだ成果を地域で生かせる環境づくりを推進していきます

【基本方針】

柱1 《生涯にわたり育てる》

(1) 学校教育

子どもたちに身に付けさせるべき資質・能力として、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育む教育を推進します。

(2) 地域全体で育てる体制づくり

学校・家庭・地域が協働して、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりを推進します。

柱2 《生涯にわたり学ぶ》

(1) 生涯にわたる学習活動への支援

生涯学習センターや図書館など、社会教育施設の機能充実や利便性の向上に努めます。生涯にわたる学習活動の必要性を普及・啓発するとともに、ライフステージに応じた学習機会の充実に努め、自らの意思で自己の充実や生活の向上のために、生涯にわたって学習し、学んだ成果を地域で生かせる環境づくりを推進します。

(2) スポーツ活動の推進

社会体育施設の計画的な改修整備を行い拠点を確保していくとともに、それぞれの年齢や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、町民の日常的なスポーツ活動を推進します。

(3) 芸術・文化活動の推進

生涯学習センターを拠点に、町民の自主的な参加、運営を促しながら、地域文化を育みます。また、文化的遺産への関心や保護意識を高めながら、文化財、郷土資料の有効活用や郷土芸能、伝承技術の継承を推進します。

協議事項（3） その他

大樹町総合教育会議委員名簿

職 名	氏 名	摘 要
大 樹 町 長	酒 森 正 人	
大樹町教育委員会教育長	浅 井 真 介	
大 樹 町 教 育 委 員 (教育長職務代理者)	石 山 新 一	
大 樹 町 教 育 委 員	辻 本 正 雄	
大 樹 町 教 育 委 員	丹 後 恵	
大 樹 町 教 育 委 員	鈴 木 珠 世	